附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年十月一日から施行する。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

2　学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の表を次のように改める。

改正後	改正前
（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、修学支援システム専門官、産業教育調査官及び教科調査官）	（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、修学支援システム専門官、産業教育調査官及び教科調査官）
第三十二条　［略］	**第三十二条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。	3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。
一　［略］	一　［同上］
二　生徒の奨学に関すること。	二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。第五項において同じ。）の奨学に関すること。
4～7　［略］	4～7　［同上］
（企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官）	（企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官）
第四十条　［略］	**第四十条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　育英奨学専門官は、学生の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。	3　育英奨学専門官は、学生及び生徒（専修学校の専門課程の生徒に限る。）の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。
4　［略］	4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○文部科学省令第二十七号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（未支給の厚生年金保険給付の請求）	（未支給の厚生年金保険給付の請求）
第五十二条　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。	**第五十二条**　厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。
一～五　［同上］	一～五　［同上］